

白山市監査公表第9号

地方自治法第199条第4項の規定による定例監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

平成29年10月2日

白山市監査委員 北田 幸光

白山市監査委員 西川 寿夫

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 鳥越市民サービスセンター、鶴来支所
- 2 監査実施日 平成29年6月30日
- 3 監査実施場所 鳥越公民館会議室1、鶴来支所第3会議室
- 4 監査の範囲 平成28年度における財務事務執行状況及び事業の管理状況、施設及び財産の管理状況
- 5 監査の執行者 監査委員 北田 幸光
監査委員 西川 寿夫

6 監査の方法

財務に関する事務、施設及び財産の管理等が関係法令等に従って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

また、監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の財務に関する事務、事業の管理状況、施設及び財産の管理状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に執行されていると認められた。

また、細部指摘事項及び事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において、当事者に指示したので省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

<鳥越市民サービスセンター>

旧鳥越村立第一保育所の貸付について、施設の老朽化も著しく、管理上の問題もあるため、今後の貸付について検討されたい。

<鶴来支所>

- ・白山市障害者ふれあいセンター（行政財産）の使用許可申請について改善を要する。
- ・富樫苑内（野々市市）に所有する電力供給設備の所管について検討されたい。